

## 新潟県立羽茂高等学校 いじめ防止基本方針

### 1 いじめ対策組織について

- (1) 本校では、生徒に係わる支援（いじめ防止、教育相談、特別支援教育など）を行う生徒支援委員会がいじめ対策組織である。
- (2) 委員構成  
本委員会は、校長、教頭、いじめ対策推進教員、生徒指導主事、保健主事、1～3学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラーで構成する。構成員は兼務することがある。

### 2 定義

- (1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）  
いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) いじめ類似行為（県条例2条2項）  
いじめ類似行為とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものとされている。  
以下の「いじめ行為」には、全て「いじめ類似行為」を含むものとする。

### 3 いじめ発見後の基本的対応

いじめを発見した場合には、以下の流れを基本として速やかに対応する。

- (1) いじめの情報（気になる情報）を入手した場合には、必ず管理職に報告する。
- (2) 生徒支援委員会を開催し、いじめ対策推進教員を中心とした対応チームの編成、対応方針、今後の対応に必要となる事項を決定する。速やかに全教職員に周知する。
- (3) いじめ対策推進教員を中心とした対応チームを中心に、事実の究明を行う。
- (4) 生徒支援委員会を開催し、今後の支援や指導方針を決定した後は、事案に関する情報を全教職員で共有した上で、全校体制による支援指導を実施する。

### 4 いじめの未然防止

- (1) いじめ対策推進教員を中心にPDCAサイクルを用い、取組みが計画通りに進んでいるか、いじめの対処のケースの検証、必要に応じた計画の見直しを行う。
- (2) 生徒全員を対象に、道徳教育、人権教育の充実、体験活動の推進を図る他、いじめ防止及びいじめ行為の傍観に対する指導を行う。
- (3) 体罰はもとより教職員の言動が生徒を傷つけたり、生徒によるいじめを助長したりすることがないように、研修や意見交換を積極的に行い、意識と認識を共有し、指導の在り方に細心の注意を払う。
- (4) ネット上のいじめには、日頃から情報モラル教育の充実を図る。
- (5) 「いじめ見逃しゼロ県民運動」を家庭や地域と一体となり推進する。

### 5 いじめの早期発見

- (1) 生徒のささいな兆候を見逃さないよう教職員1人1人が強く認識し、いじめをできるだけ早期に発見できるように努める。
- (2) 定期的なアンケート（年2回以上）を実施し、実態把握と生徒がいじめを相談できる体制を作る。アンケートは5年間保存する。
- (3) 教職員、保護者、生徒の信頼関係を強くし、情報の共有に努める。
- (4) 無断欠席や長期欠席、不登校の場合は、当該の保護者や生徒に対して、いじめ対策推進教員、生徒支援委員会、担任などが中心となって教職員全体で面談や電話連絡、その他の支援を行う。

## 6 いじめの早期解決

- (1) 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- (2) 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- (3) 教員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー、その他関係機関の連携で取組む。
- (4) いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを生み出さない、見過ごさない集団づくりを目指す。
- (5) 早期対応を心掛ける。
- (6) いじめが認定されたら原則として担任が保護者へ電話などで連絡を必ず行う。相談者から保護者への口止めをされた場合は説得し、保護者へは必ずいじめが発生していることを伝える。

## 7 重大事態への対応

- (1) 重大事態（生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じる疑い。）が生じた場合は、直ちに調査を実施し、速やかに教育委員会に報告し、平成31年3月29日付 教高第1864号に基づいた本校の重大事態発生時のマニュアルで対応する。また、その他の場合においても状況に応じた対応マニュアルで対応する。
- (2) 県教育委員会と連携して所轄警察署や専門家などの協力を得ながら、組織的に対応する。

## 8 いじめの解消（文部科学省 「いじめの防止等のための基本的な方針」より）

少なくとも次の(1)、(2)の両方を満たしたときにいじめが「解消」している状態とする。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること  
少なくとも3ヶ月を目安とする。
- (2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと  
被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

ただし、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

(H29. 3. 15 改) (H30. 4. 2 改) (R 元. 6. 27 改) (R3. 9. 28 改)